収入印紙

広告掲載に関する契約書（案）

1	業務名	令和9年度「広報かしわら」及びウェブサイト広告掲載業務	
2	業務場所	秘書広報課の指定する場所	
3	業務期間	自　令和　年　月　日 至　令和１０年　3月３１日	
4	契約金額		￥
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額		￥
	（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の合計額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。		
5	保証事項	□ 第3条第1項第　号適用　　□ 第3条適用外（免除）	
		上記の該当事項は「レ」点を記入	

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証しとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　柏原市安堂町1番55号
柏原市
市長　冨宅正浩　　印

受注者　所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（総則）

第1条　発注者は、発注者が発行する「広報かしわら」（以下「広報誌」という。）及び発注者が運営する「柏原市公式ウェブサイト」（以下「市ウェブサイト」という。）のうち、仕様書等（別冊の仕様書、図面、説明書及び説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に定めるスペースを広告掲載枠として受注者に売渡し、受注者はこれを広告掲載のため買取るものとする。

2　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

3　発注者は、この契約において意図する広告掲載データ（以下「成果物」という。）を完成させるため、契約書記載の業務（以下「業務」という。）に関する指示を受注者又は第10条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合には、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

6　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　受注者は、この契約において労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、羽曳野簡易裁判所、大阪地方裁判所堺支部又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第3条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3　第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の１以上としなければならない。

4　受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5　第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7　契約保証金には、利子は付さないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において契約金額が500万円未満となる場合は、この限りでない。

5　受注者は、発注者により入札等排除措置を受けている者、発注者以外から入札等排除措置に相当する措置を受けている者、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた者及び前項に規定する誓約書を提出しない者に業務の一部を委任し、又は請け負わせてはならない。

6　前項の規定に該当する者に業務の一部を委任し、又は請け負わせている場合、受注者は、その者への委任又は請負を解除しなければならない。この場合において、受注者は一切の責任を負うものとする。

（広告の仕様及び内容）

第6条　成果物及び成果物からリンクするウェブサイト等の仕様及び内容は、発注者が定める広告掲載に関する基準及び仕様書等の内容を満たすものでなければならない。

2　発注者は前項の規定を満たさない広告の掲載は認めない。

3　受注者は仕様書等に定める日までに、発注者の定めるデータ形式で、発注者の定める場所に成果物を納入する。

4　受注者は、この契約の履行に関して、発注者からの必要書類の提出、意見の陳述を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（広告内容についての責任）

第８条　受注者は、広告を掲載する広告主（以下「広告主」という。）との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

(1) 広告内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとすること。

(2) 広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主が保証すること。

(3) 発注者に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとすること。

（広告掲載広報誌の回収等）

第９条　受注者の責めに帰すべき理由により、広報誌へ掲載した広告が第６条第１項の規定に反する等の事由が生じ、当該広告の掲載された広報誌を発注者が配布することが著しく公益に反する場合は、受注者は自己の責任により当該広告の掲載された広報誌を回収しなければならない。

2　前項に該当する広報誌が既に個人に配布されている等、回収が著しく困難な場合には、受注者は発注者の承諾を得て、回収しないことができる。

（広告掲載の取消し）

第９条の２　発注者は、市ウェブサイトへ掲載した広告が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、発注者は、取消しを行った旨を受注者に対し７日以内に通知するものとする。

(1) 広告からリンクする広告主のウェブサイトが、事前の連絡なく閉鎖されたとき

(2) 広告主又は広告からリンクする広告主のウェブサイトの内容が、第６条第１項の規定に反することとなったと認められるとき

2　前項各号の規定により広告の掲載が取り消された場合、契約金額の減額は行わないものとする。

（業務責任者）

第 10 条　受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）の変更、契約金額の受領、次条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第11条　発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（業務の調査等）

第12条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況につき調査を行う、又は報告を求めることができる。

（条件等の変更）

第13条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書、説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(3)　仕様書等の表示が明確でないこと。

(4)　履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5)　仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)　をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、業務期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第14条　発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の内容を変更する必要があると認めるときは、受注者に通知して、仕様書等又は業務に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第15条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより業務場所の状態が変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による業務期間の延長）

第16条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。発注者は、その業務期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による業務期間の短縮等）

第17条　発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3　発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（業務期間の変更方法）

第18条　業務期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務期間の変更事由が生じた日（第16条の場合にあっては発注者が業務期間の変更を受けた日、前条の場合にあっては受注者が業務期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法等）

第19条　契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約金額の変更に代える仕様書等の変更）

第20条　発注者は、第13条から第17条までの規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第21条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4　受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに追完して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、追完の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を読み替えて準用する。

（契約金額の支払い）

第22条　受注者は、契約金額を広告掲載枠の買取料として、仕様書等記載の支払計画に基づき、発注者の発行する納入通知書により支払うものとする。

2　受注者は、前項の規定による支払期限を遅延し、かつ督促状の指定期限までに納付がないときは、契約金額につき、支払期限の翌日から遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額を、遅滞料として併せて発注者に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるときに又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

3　受注者が第6条第3項に定める内容を履行しない場合は、発注者はその広告掲載枠に発注者の指定する内容を掲載できるものとする。この場合において、受注者は当該広告枠の広告料相当額を負担し、発注者に請求をしないものとする。

第23条　削除

（契約不適合責任）

第24条　発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項において受注者が負うべき責任は、第21条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

（発注者の任意解除権）

第25条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第27条又は第27条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第26条　受注者の責めに帰すべき事由により業務期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

（発注者の解除権）

第27条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　業務期間内に業務が完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　正当な理由なく、第24条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4)　広告掲載枠の買取料を、その納入期限後3月以上経過して、なお支払わないとき。

(5)　前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第4条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2)　受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3)　受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8)　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9)　故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10)　第29条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する者又は第5条第5項に該当する者と知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者又は第5条第5項に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
チ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
リ　独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
ヌ　独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
ル　刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
ヲ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
ワ　第5条第1項の規定に違反したとき。

3　次に掲げる場合には、発注者は、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
(1)　債務の一部の履行が不能であるとき。
(2)　受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 27 条の 2　発注者は、次の各号の一に該当する行為があった場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
(1)　受注者、受注者の使用人、受注者の事業を実質的に支配している者、受注者の役員、受注者が株式会社の場合はその 2 分の 1 以上の株式を有する者、又は受注者が合名会社、合資会社、合同会社若しくは有限会社の場合はその社員（以下、これらを「受注者等」という。）が、発注者の職員に対し、本契約の対象の業務に関すると否とに関わらず、暴力行為若しくは傷害行為をしたとき、脅迫的な言動をしたとき、暴力的な要求行為をしたとき、その他の不当な要求をしたとき、偽計又は威力を用いて発注者の業務を妨害する行為をしたとき、その他受注者として不適格と認められる行為をしたとき。
(2)　発注者の職員に対し前号に定める行為をした者（受注者等を除く。）がある場合において、受注者等がそれを共謀、依頼、幇助、教唆又は助長したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条　第27条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第 29 条 受注者は、第 15 条の規定による業務の中止期間が業務期間の 10 分の 5（業務期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき（中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。）は、この契約を解除することができる。
2　前項に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 30 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。
(1)　第 24 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。
(2)　受注者が、第 9 条の規定に基づく広報誌の回収をしたことで、発注者に損害を与えたとき。
(3)　前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。
(1)　第27条又は第27条の2の規定によりこの契約が解除された場合
(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第1項又は第2項の場合において、第3条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、第27条第2項第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5　第2項及び前項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

6　第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

第30条の2　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
(2)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
(3)　第27条第2項第11号ルに規定する刑が確定したとき。
(4)　第27条第2項第11号ヲに該当したとき。

2　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求）

第31条　発注者は、第25条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定は、第29条第1項に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

3　受注者は、第6条第2項の規定に基づき広告の掲載が認められなかった場合並びに第9条及び第38条に該当する場合は、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第31条の2　受注者は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

2　前項ただし書きの規定は、発注者の指示等が不適当であることを知りながら、受注者がこれを通知しなかったときは適用しない。

（解除の効果）

第32条　この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除されたとき、既に履行された部分について引渡しを受ける必要があると認める場合は、その部分の検査を行い、検査に合格した部分について引渡しを受けることができる。

（解除に伴う措置）

第33条　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第27条、第27条の2又は第30条第3項によるときは発注者が定め、第25条又は第29条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保険）

第34条　受注者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第35条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から納付の日までの日数に応じ支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額を徴収する。

（契約不適合責任期間）

第36条　引渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければすることができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（相殺）

第37条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（損害賠償に代わる補償）

第38条　市ウェブサイトのメンテナンスに伴い市ウェブサイトを24時間以上連続して閉鎖した等、発注者の責めに帰すべき事由によって受注者が広告掲載枠を使用できない期間が生じた場合は、広告掲載枠を使用できない期間が広告の掲載期間に含まれる広告について、広告掲載枠を使用できなかった時間のうち広告の掲載期間に含まれる時間を24時間で除して得た日数（以下「閉鎖日数」という。）に相当する期間、広告の掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数に1日未満の端数があるときはその端数を算入せず、閉鎖日数が1日未満であるときは0日とみなす。

2　前項の場合において、延長後の広告の掲載期間が業務期間を超えるときは、当該広告を仕様書等にて定める広告掲載枠以外のスペースに閉鎖日数に相当する期間掲載することで、広告の掲載期間の延長に代えることができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第39条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反せず、その取扱いが設計図書に定められている場合は、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第40条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（別記）

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1　この契約により、柏原市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2　受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容を他に漏らしてはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3　前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（厳重な保管及び搬送）

第4　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、電磁的記録の資料等の暗号化や個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないなど、個人情報の厳重な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第5　受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第6　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定）

第8　受注者は、この契約による事務の処理については、発注者の庁舎内及び受注者の事務所において行うものとする。ただし、その他の作業場所で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他安全確保の措置について、あらかじめ発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

（事故発生時の報告義務）

第9　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還）

第10　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第11　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

（調査）

第12　発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（その他）

第13　受注者は、前第1から第12に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。